

令和3年度
(令和2年度実績)

介護保険事業の概要

小平市 健康福祉部 高齢者支援課

目 次

1	事務機構及び事務分掌	1
(1)	事務機構	1
(2)	事務分掌	1
2	小平市介護保険制度のあゆみ	4
3	被保険者	7
	第1号被保険者数	7
4	介護保険料	8
(1)	第1号被保険者保険料	8
(2)	介護保険料基準月額の推移（第1期～第7期）	9
(3)	所得段階別介護保険料の推移（第1期～第7期）	10
5	保険料の賦課・収入	12
(1)	所得段階別収入状況	12
(2)	所得段階別人数（令和2年度当初賦課）	22
6	要介護（要支援）認定	24
(1)	要介護（要支援）認定者数	24
(2)	第1号被保険者に占める認定者の割合（認定率）	26
(3)	第1号被保険者に占める認定者の割合（認定率）の全国値等との 比較	27
(4)	認定申請件数	28
(5)	主治医意見書取得状況	29
(6)	認定調査実施状況	29
(7)	介護認定審査会運営状況	29
(8)	介護認定審査会の判定状況	29
7	保険給付	30
(1)	保険給付費執行状況（令和2年度決算状況）	30
(2)	サービス種類別保険給付費支払状況	32
(3)	サービス受給者数（1か月平均）	35
(4)	サービス種類別利用状況（1か月平均）	36
(5)	区分支給限度基準額に対する利用割合	38

8	低所得者対策（利用者負担・保険料軽減策）	40
	（1）小平市介護保険サービス提供事業者による生計困難者等に対する 利用者負担軽減事業（国・都制度）	40
	（2）小平市生計困難者に対する介護保険料減免事業（市単独事業）	41
	（3）通所介護等利用者助成事業（市単独事業）	41
9	地域支援事業	42
	（1）介護予防・日常生活支援総合事業	42
	（2）包括的支援事業・任意事業	47

1 事務機構及び事務分掌 (令和2年4月1日現在)

(1) 事務機構

健康福祉部 — 高齢者支援課 (31名) — 計画担当 (3名)、介護保険担当 (5名)、
 認定担当 (6名) 給付指導担当 (4名)、
 保健・医療・介護連携担当 (2名)、
 地域支援担当 (7名)、事業推進担当 (3名)
 — 地域包括ケア推進担当課長 (1名)

(2) 事務分掌

	事務分掌
計画担当	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関する事。 ○利用状況実態調査に関する事。 ○介護保険運営協議会に関する事。 ○介護サービス事業所連絡会に関する事。 ○特別養護老人ホーム等の福祉施設整備と補助金に関する事。 ○高齢社会対策区市町村包括補助事業に関する事。 ○広報活動に関する事。 ○介護サービス事業者及び介護保険施設に関する事。 ○介護相談員に関する事。 ○公印の管守に関する事。 ○課内の予算、決算及び経理に関する事。 ○課内の文書及び物品管理に関する事。 ○課内の連絡調整に関する事。 ○その他、課内他担当に属さない事。
介護保険担当	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者の資格に関する事。 ○介護保険料の賦課及び徴収に関する事。 ○給付制限に関する事。 ○高額介護サービス費に関する事。 ○高額医療・高額介護合算制度に関する事。 ○低所得者負担軽減事業に関する事。 ○介護保険負担割合証に関する事。 ○介護保険システムに関する事。
認定担当	<ul style="list-style-type: none"> ○要介護等認定に関する事。 ○介護認定審査会に関する事。 ○介護認定審査会支援システムに関する事。 ○障害者控除対象者認定に関する事。

		事 務 分 掌
	給付指導担当	<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険の住宅改修・福祉用具に関すること。 ○介護報酬請求に関すること。 ○介護サービス事業所の指定・更新に関すること。 ○介護サービス事業所の給付指導に関すること。 ○介護給付費適正化事業に関すること。 ○介護予防・日常生活支援総合事業の事業所の指定・更新に関すること。 ○東京都国民健康保険団体連合会との過誤申立て等の連絡に関すること。 ○居宅（介護予防）サービス計画の自己作成に関すること。 ○基準該当事業者の登録に関すること。
地域包括ケア推進担当		<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括ケアに関すること。 ○地域支援事業に関すること。 ○高齢者施策に関すること。 ○高齢者支援課保健・医療・介護連携担当の業務に関すること。 ○高齢者支援課地域支援担当の業務に関すること。 ○高齢者支援課事業推進担当の業務に関すること。
	保健・医療・介護連携担当	<ul style="list-style-type: none"> ○保健・医療・介護連携に関すること。 ○認知症施策に関すること。 ○地域包括ケアに関すること。 ○在宅医療・介護連携を支援する相談窓口に関すること。
	地域支援担当	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防・日常生活支援総合事業に関すること。 ○地域包括支援センターに関すること。 ○福祉総合窓口に関すること。 ○高齢者の総合相談・苦情相談窓口に関すること。 ○地域ケア会議の運営に関すること。 ○認知症総合支援事業に関すること。 ○認知症サポーター養成講座に関すること。 ○在宅医療・介護連携の推進に関すること。 ○生活支援体制整備事業に関すること。 ○ケアプラン指導研修に関すること。 ○家族介護教室等に関すること。 ○認知症高齢者見守り事業に関すること。 ○高齢者健康音楽教室に関すること。 ○介護予防見守りボランティア事業に関すること。 ○高齢者等見守り協定に関すること。 ○認知症及び精神疾患等を抱える高齢者への支援に関すること。 ○保健指導に関すること。 ○高齢者の虐待防止事業に関すること。 ○高齢者緊急一時保護事業に関すること。 ○老人福祉法の援護に関すること。 ○高齢者の成年後見制度・権利擁護支援事業に関すること。 ○高齢者自立支援日常生活用具の給付に関すること。 ○高齢者自立支援住宅改修給付に関すること。 ○高齢者生活支援ヘルパーの派遣に関すること。 ○救急代理通報システムに関すること。 ○訪問給食サービスに関すること。 ○訪問理・美容サービスに関すること。 ○共通入浴券交付事業に関すること。 ○ねたきり高齢者おむつ支給等事業に関すること。

		事 務 分 掌
	事業推進担当	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢クラブ及び高齢クラブ連合会の助成及び育成に関すること。 ○福祉会館（老人福祉センター、集会室の貸出・管理）に関すること。 ○シルバー人材センターの助成及び育成に関すること。 ○高齢者館（ほのぼの館、さわやか館）の運営に関すること。 ○高齢者交流室運営事業に関すること。 ○高齢者の住宅に関すること。 ○東京都シルバーパスに関すること。 ○敬老のお祝いに関すること。 ○老人のための明るいまち推進事業に関すること。 ○「高齢者のしおり」の編集及び発行に関すること。 ○高齢者福祉大会に関すること。 ○老人憲章の推進に関すること。 ○在日外国人等高齢者・障がい者福祉給付金支給に関すること。

2 小平市介護保険制度のあゆみ

項目 年月	主要事項（制度改正等）	備考
平成 9.12	○ 介護保険法 制定・公布	
10. 4	○ 福祉部 介護保険推進課 設置 制度導入準備開始	
11. 8	○ 小平市介護認定審査会 設置	委員 28 名任命 4 合議体体制
11.10	○ 準備要介護認定事務 開始 ○ 課名「介護保険課」に改称	申請受付 2,641 件
12. 3	○ 小平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定 ○ 小平市介護保険条例 制定	
12. 4	○ 介護保険法 施行 ○ 介護保険制度 開始 ○ 「介護保険法の円滑な実施のための特別対策」 実施 ・低所得者の利用者負担の軽減 ・保険料の特別措置等 ○ 介護保険事業特別会計 設置	
12. 5	○ 指定事業者介護給付費請求 開始	
12. 7	○ 小平市介護認定審査会委員 増員	委員 43 名(15 名新規任命) 6 合議体体制
13. 4	○ 小平市介護保険低所得者負担軽減事業 開始	
13. 8	○ 小平市介護相談員派遣等事業 開始	
13. 9	○ 小平市ケアプラン指導研修事業 開始	
13.10	○ 保険料本来額徴収開始	
14. 1	○ 生計困難者への介護保険利用者負担軽減事業 開始	
14. 4	○ 福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払い方式 開始 ○ 小平市介護認定審査会委員 増員	委員 45 名
15. 3	○ 小平市新地域保健福祉計画策定（第 2 期介護保険事業計画を含む）	
15. 4	○ 小平市介護保険条例改正（平成 15 年 4 月 1 日施行） ○ 第 2 期介護保険事業計画期間開始 ○ 小平市生計困難者に対する介護保険料減免事業 開始	
15. 7	○ 生計困難者への介護保険利用者負担軽減事業 対象者の範囲を拡大	
15.12	○ 小平市介護老人福祉施設入所指針施行	
16. 4	○ 要介護等認定有効期間を最長 24 か月に延長 ○ 小平市生計困難者に対する介護保険料減免事業 対象者の範囲を拡大	
17. 3	○ 介護費用適正化事業（介護給付費通知書の発送）開始	
17. 4	○ 課名「介護福祉課」に改称	
17.10	○ 介護保険施設等の利用料改正 ○ 生計困難者への介護保険利用者負担軽減事業 対象者の範囲を拡大	
18. 3	○ 小平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第 3 期）策定	

項目 年月		主要事項（制度改正等）	備考
平成 18. 4	第3期介護保険事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小平市介護保険条例改正（平成18年4月1日施行） ○ 第3期介護保険事業計画期間開始 ○ 地域包括支援センター創設（日常生活圏域4圏域を設定） ○ 地域密着型介護サービス開始 ○ 地域支援事業開始 	
19. 7		<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括支援センター出張所2か所開設 ○ 通所介護等利用者助成事業 開始 	
20. 4		<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括支援センター出張所2か所開設 	
21. 3		<ul style="list-style-type: none"> ○ 小平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第4期）策定 	
21. 4	第4期介護保険事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小平市介護保険条例改正（平成21年4月1日施行） ○ 第4期介護保険事業計画期間開始 ○ 介護給付費適正化事業（住宅改修訪問調査）開始 	
23. 4		<ul style="list-style-type: none"> ○ 通所介護等利用者助成事業 助成費拡大 	1食当たり100円→150円
24. 3		<ul style="list-style-type: none"> ○ 小平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第5期）策定 	
24. 4	第5期介護保険事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小平市介護保険条例改正（平成24年4月1日施行） ○ 第5期介護保険事業計画期間開始 ○ 通所介護等利用者助成事業 助成費拡大 	1食当たり150円→200円
24. 7		<ul style="list-style-type: none"> ○ 基幹型地域包括支援センター 開設（日常生活圏域5圏域に変更） ○ 介護保険料コンビニ収納開始 	
26. 4		<ul style="list-style-type: none"> ○ 消費増税に伴う区分支給限度基準額の引き上げ 	
27. 3		<ul style="list-style-type: none"> ○ 小平市地域包括ケア推進計画（小平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第6期））策定 	
27. 4	第6期介護保険事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小平市介護保険条例改正（平成27年4月1日施行） ○ 第6期介護保険事業計画期間開始 ○ 公費による低所得者保険料軽減 開始 ○ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）入所基準 変更 ○ 組織改正により課名「高齢者支援課」に改称 「地域包括ケア推進担当課長」を配置 	
27. 8		<ul style="list-style-type: none"> ○ 一定以上の所得がある方の利用者負担額を2割に引き上げ ○ 低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産等を追加 ○ 高額介護サービス費の上限に「現役並み所得者」が新設 ○ 高額医療・高額介護合算制度の限度額引き上げ 	
28. 3		<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護予防・日常生活支援総合事業 開始 	
28. 4		<ul style="list-style-type: none"> ○ 小規模通所介護が地域密着型サービスへ移行 	
28. 8		<ul style="list-style-type: none"> ○ 低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に非課税年金を追加 	
29. 8		<ul style="list-style-type: none"> ○ 高額介護サービス費「一般区分」の月額上限額引き上げ 	
30. 3		<ul style="list-style-type: none"> ○ 小平市地域包括ケア推進計画（小平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第7期））策定 	

項目 年月	主要事項（制度改正等）	備考
30. 4	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小平市介護保険条例改正（平成30年4月1日施行） ○ 第7期介護保険事業計画期間開始 ○ 介護医療院 創設 ○ 共生型サービス 創設 ○ 認定審査会の簡素化 ○ 要介護等認定有効期間を最長36か月に延長が可能 ○ 居宅介護支援事業所の指定権限の移譲 	
30. 8	<ul style="list-style-type: none"> ○ 合計所得金額から土地等の譲渡所得に係る特別控除額を控除 ○ 一定以上の所得がある方の利用者負担額を3割に引き上げ ○ 高額医療・高額介護合算制度「現役並み所得者」の算定基準変更 	
31. 4	○ 公費による低所得者保険料軽減 拡大	
令和 元. 10	○ 消費増税に伴う区分支給限度基準額の引き上げ	
2. 4	○ 公費による低所得者保険料軽減 拡大	
3. 3	○ 小平市地域包括ケア推進計画（小平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期））策定	

3 被保険者

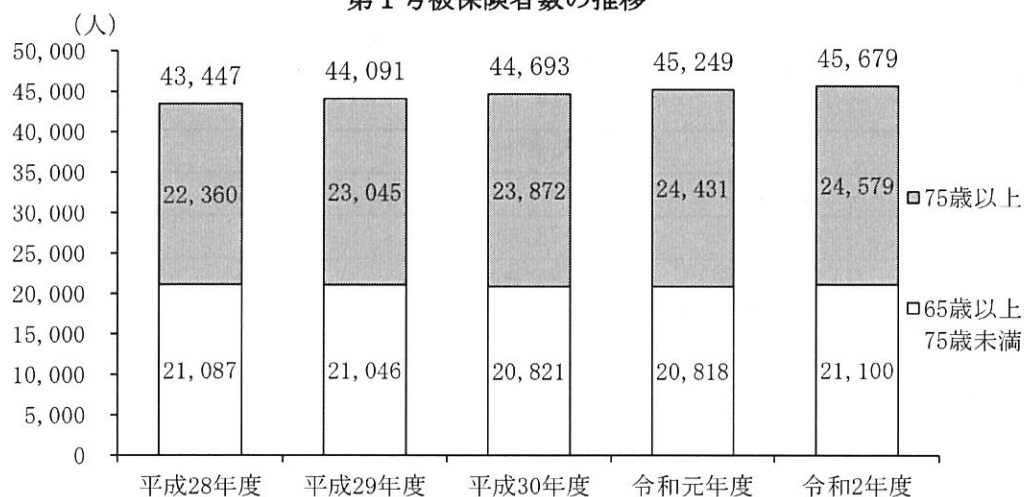
第1号被保険者数（各年度末現在）

（単位：人）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
65歳以上75歳未満	21,087	21,046	20,821	20,818	21,100
対前年度増減数	△ 57	△ 41	△ 225	△ 3	282
対前年度増減率	-0.3%	-0.2%	-1.1%	0.0%	1.4%
75歳以上	22,360	23,045	23,872	24,431	24,579
対前年度増減数	751	685	827	559	148
対前年度増減率	3.5%	3.1%	3.6%	2.3%	0.6%
(再掲)外国人被保険者	200	207	207	224	239
(再掲)住所地特例被保険者	485	509	532	568	553
合計	43,447	44,091	44,693	45,249	45,679
対前年度増減率	1.6%	1.5%	1.4%	1.2%	1.0%

※住所地特例：市外の介護保険施設等に入所し、そこに住所を有するが、小平市の被保険者である者

第1号被保険者数の推移



<第1号被保険者数について>

第1号被保険者数は、令和2年度末時点で45,679人となり、前年度と比較して1.0%増加した。

年齢構成別に見ると、前期高齢者数（65歳以上75歳未満）は、対前年度比で282人（1.4%）の増、後期高齢者数（75歳以上）は148人（0.6%）の増となっている。

前期高齢者数（65歳以上75歳未満）は、昭和22年から24年生まれの団塊の世代が65歳に到達したことにより、平成27年度までは増加していた。平成28年度から令和元年度までは減少していたが、令和2年度は再び増加に転じた。

後期高齢者数（75歳以上）については増加傾向にあり、今後も第1号被保険者数は全体として、増加する見込みである。

4 介護保険料

(1) 第1号被保険者保険料

令和2年度介護保険料

所得段階	対象者	保険料率 (※1)	保険料 年額
第1段階	○生活保護受給者○中国残留邦人等支援給付受給者 ○老齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯全員が市民税非課税 ○本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額（公的年金等の所得を除く）＋前年の公的年金等の収入金額が80万円以下	0.25 (※2)	15,900円 (※2)
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額（公的年金等の所得を除く）＋前年の公的年金等の収入金額が80万円超え120万円以下	0.4 (※3)	25,400円 (※3)
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、第1段階・第2段階以外	0.65 (※4)	41,300円 (※4)
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる場合で、前年の合計所得金額（公的年金等の所得を除く）＋前年の公的年金等の収入金額が80万円以下	0.9	57,200円
第5段階	本人が市民税非課税で世帯内に市民税課税者がいる場合で、第4段階以外	1	63,600円 (基準額)
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満	1.1	69,900円
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満	1.25	79,500円
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.5	95,400円
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満	1.64	104,300円
第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満	1.78	113,200円
第11段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満	1.92	122,100円
第12段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満	2.06	131,000円
第13段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満	2.2	139,900円
第14段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上900万円未満	2.34	148,800円
第15段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が900万円以上	2.48	157,700円

※1 保険料率・・・基準額を1とした場合に、その所得段階区分に属する方の保険料の割合

※2 第1段階の介護保険料については、国・東京都・小平市の公費の投入により、年額28,600円（保険料率0.45）から表記の額に軽減している。

※3 第2段階の介護保険料については、国・東京都・小平市の公費の投入により、年額41,300円（保険料率0.65）から表記の額に軽減している。

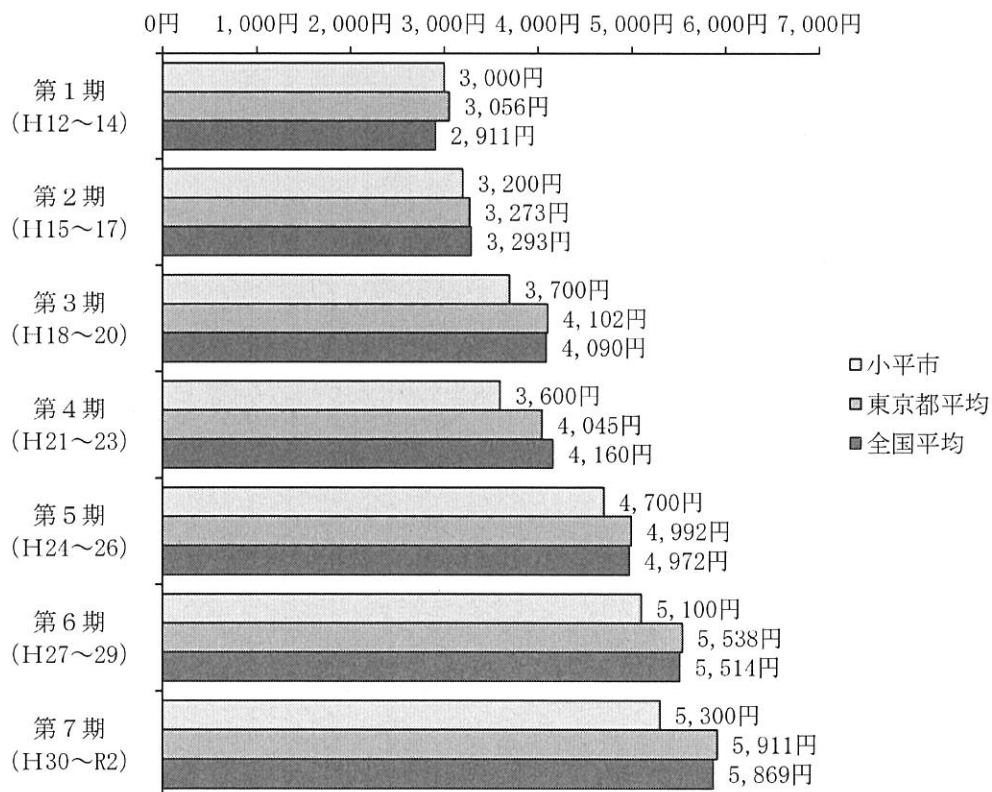
※4 第3段階の介護保険料については、国・東京都・小平市の公費の投入により、年額44,500円（保険料率0.7）から表記の額に軽減している。

(2) 介護保険料基準月額推移 (第1期～第7期)

	小平市		東京都平均		全国平均	
	保険料	対前期比 増減額	保険料	対前期比 増減額	保険料	対前期比 増減額
第1期 (H12～14)	3,000円	—	3,056円	—	2,911円	—
第2期 (H15～17)	3,200円	200円	3,273円	217円	3,293円	382円
第3期 (H18～20)	3,700円	500円	4,102円	829円	4,090円	797円
第4期 (H21～23)	3,600円	△ 100円	4,045円	△ 57円	4,160円	70円
第5期 (H24～26)	4,700円	1,100円	4,992円	947円	4,972円	812円
第6期 (H27～29)	5,100円	400円	5,538円	546円	5,514円	542円
第7期 (H30～R2)	5,300円	200円	5,911円	373円	5,869円	355円

※ 平均値は、第1号被保険者数による加重平均値。

介護保険料基準月額推移



(3) 所得段階別介護保険料の推移 (第1期～第7期)

■第1期 (平成12年度～14年度)

所得段階	年額	月額
第1段階	18,000円	1,500円
第2段階	27,000円	2,250円
第3段階【基準額】	36,000円	3,000円
第4段階	45,000円	3,750円
第5段階	54,000円	4,500円

※ 円滑導入特別対策により、平成12年10月まで徴収免除、以降1年間半額は半額徴収

■第2期 (平成15年度～17年度)

所得段階	年額	月額
第1段階	19,200円	1,600円
第2段階	28,800円	2,400円
第3段階【基準額】	38,400円	3,200円
第4段階	48,000円	4,000円
第5段階	57,600円	4,800円

■第3期 (平成18年度～20年度)

所得段階	年額	月額
第1段階	22,200円	1,850円
第2段階	22,200円	1,850円
第3段階	33,300円	2,775円
第4段階【基準額】	44,400円	3,700円
第5段階	55,500円	4,625円
第6段階	66,600円	5,550円
第7段階	77,700円	6,475円

■第4期 (平成21年度～23年度)

所得段階	年額	月額 (※)
第1段階	19,400円	1,616円
第2段階	19,400円	1,616円
第3段階	30,200円	2,516円
特例第4段階	38,800円	3,233円
第4段階【基準額】	43,200円	3,600円
第5段階	47,500円	3,958円
第6段階	54,000円	4,500円
第7段階	59,100円	4,925円
第8段階	64,800円	5,400円
第9段階	75,600円	6,300円

※ 月額は1円未満切り捨て

■第5期 (平成24年度～26年度)

所得段階	年額	月額 (※)
第1段階	25,300円	2,108円
第2段階	25,300円	2,108円
特例第3段階	36,600円	3,050円
第3段階	39,400円	3,283円
特例第4段階	50,700円	4,225円
第4段階【基準額】	56,400円	4,700円
第5段階	62,000円	5,166円
第6段階	70,500円	5,875円
第7段階	84,600円	7,050円
第8段階	92,400円	7,700円
第9段階	100,300円	8,358円
第10段階	108,200円	9,016円
第11段階	116,100円	9,675円
第12段階	124,000円	10,333円
第13段階	131,900円	10,991円
第14段階	139,800円	11,650円

※ 月額は1円未満切り捨て

■第6期 (平成27年度～29年度)

所得段階	年額	月額 (※)
第1段階	24,400円	2,033円
第2段階	39,700円	3,308円
第3段階	42,800円	3,566円
第4段階	55,000円	4,583円
第5段階【基準額】	61,200円	5,100円
第6段階	67,300円	5,608円
第7段階	76,500円	6,375円
第8段階	91,800円	7,650円
第9段階	100,300円	8,358円
第10段階	108,900円	9,075円
第11段階	117,500円	9,791円
第12段階	126,000円	10,500円
第13段階	134,600円	11,216円
第14段階	143,200円	11,933円
第15段階	151,700円	12,641円

※ 月額は1円未満切り捨て

※ 第1段階については、公費負担により保険料の軽減強化を実施

■第7期（平成30年度）

所得段階	年額	月額（※）
第1段階	25,400円	2,116円
第2段階	41,300円	3,441円
第3段階	44,500円	3,708円
第4段階	57,200円	4,766円
第5段階【基準額】	63,600円	5,300円
第6段階	69,900円	5,825円
第7段階	79,500円	6,625円
第8段階	95,400円	7,950円
第9段階	104,300円	8,691円
第10段階	113,200円	9,433円
第11段階	122,100円	10,175円
第12段階	131,000円	10,916円
第13段階	139,900円	11,658円
第14段階	148,800円	12,400円
第15段階	157,700円	13,141円

※ 月額は1円未満切り捨て

※ 第1段階については、公費負担により保険料の軽減強化を実施

■第7期（令和2年度）

所得段階	年額	月額（※）
第1段階	15,900円	1,325円
第2段階	25,400円	2,116円
第3段階	41,300円	3,441円
第4段階	57,200円	4,766円
第5段階【基準額】	63,600円	5,300円
第6段階	69,900円	5,825円
第7段階	79,500円	6,625円
第8段階	95,400円	7,950円
第9段階	104,300円	8,691円
第10段階	113,200円	9,433円
第11段階	122,100円	10,175円
第12段階	131,000円	10,916円
第13段階	139,900円	11,658円
第14段階	148,800円	12,400円
第15段階	157,700円	13,141円

※ 月額は1円未満切り捨て

※ 第1段階から第3段階については、公費負担により保険料の軽減強化を実施

■第7期（令和元年度）

所得段階	年額	月額（※）
第1段階	20,600円	1,716円
第2段階	33,300円	2,775円
第3段階	42,900円	3,575円
第4段階	57,200円	4,766円
第5段階【基準額】	63,600円	5,300円
第6段階	69,900円	5,825円
第7段階	79,500円	6,625円
第8段階	95,400円	7,950円
第9段階	104,300円	8,691円
第10段階	113,200円	9,433円
第11段階	122,100円	10,175円
第12段階	131,000円	10,916円
第13段階	139,900円	11,658円
第14段階	148,800円	12,400円
第15段階	157,700円	13,141円

※ 月額は1円未満切り捨て

※ 第1段階から第3段階については、公費負担により保険料の軽減強化を実施